

開催回次	平成28年度第1回	開催月日	平成28年4月14日	開催校区	津田校区	開催場所	津田校区市民館
主な議題			市の回答				
○津田校区の農業の現状と今後の取り組みについて			農地は、地域農業の継続的な発展にむけて重要な資源であり、その有効活用が期待されており、農地の管理については、一義的にはその持ち主の方々自らの責任において適切に行っていただくことが求められています。 本市におきましても他の地域と同様に耕作放棄地が一部点在する状況にあり、また、農地については国において一定の事由に該当する場合に耕作放棄地へ課税されるなどの対応が強化されつつあります。 耕作放棄地の解消などに向けての本市の取り組みとしては、農業委員会とともに、毎年、耕作放棄地パトロールを行いその実態を調査するとともに、耕作が放棄されている農地についてはその是正に向けた通知において適正な利用をお願いしているところです。 耕作放棄地の解消に向けては、農地としての活用が最も有効であるため、所有者に対して利用意向調査を実施し、農地銀行・農地中間管理事業等を通じた農地の貸し出しに向けた誘導も行っています。 そのため、市では、荒れ地化した農地を自ら再生するための専用機械の貸し出しや、農地の借り手へは耕作放棄地の復元に対し10aあたり3万円以上の補助なども行っていますので、お声をかけていただければ、職員も地域の集まりに積極的に参加して、耕作放棄地の解消に向けた取り組みを皆さんと一緒に検討していきたいと考えております。				
○校区からの要望の取扱いと自治会活動の方向性について			《校区からの要望の取扱いについて》 校区自治会や町自治会の皆様からは、地域が抱える課題を解消するため、毎年多くのご要望をお寄せいただいております。担当部署へ直接お越しいただいてご意見・ご要望をいただくこともありますが、秘書課や広報広聴課にて要望書をお預かりした場合には、速やかに担当部署に回送し、内容の精査と対応を依頼しております。 要望への対応に当たりましては、要望内容の緊急性、あるいは事業化にあたっての財源、他の地域との均衡など、様々な視点から総合的に判断して優先度を決定しております。 以前からご要望をいただいております、津田小学校付近のＪＲ飯田線ガード下の安全確保につきましては、管理者であるＪＲ東海と定期的に調整をし、対策を検討しております。 水路の浚渫や農地の側溝の新設なども、ご要望いただければ優先順位をつけて随時対応しております。また、国・県が管理する道路や河川の整備につきましても、具体的な場所を教えていただければ市から管理者へ対応を依頼しております。 要望内容によっては市が単独で対応できるものではなく、鉄道会社など他の機関との調整に時間がかかる場合もありますので、要望書を提出してもなかなか対応されないと感じることもあるのではないかと思います。他機関との調整状況を自治会を通じて随時お知らせするなど、少しでも地域の皆様の不安を解消できるよう努めてまいります。 《自治会活動の方向性について》 町自治会においては、日頃から住民の親睦、連帯意識の向上、また、共通の課題解決に向けた事業を企画実施していただいております。そうした中、仕事や生活の多様化や近所づきあい、共助意識の希薄化により、会員数は伸び悩んでおり、高齢化による役員の担い手不足も問題となっています。また、地域のリーダーである校区役員の方からは、行政からの依頼事項の多さに対する負担感や、広報紙の配布やごみステーションの利用など自治会会員でない人への公平なサービスの提供についての悩みなどが多く届けられています。 これらに対し、市では地域の自主性の確立のため、研修会の開催による地域リーダーの育成支援や市民館を活用した地域コミュニティ活性化支援などに取り組んでいます。地域が抱える課題はさまざまであり、各地域の実情に応じた、よりきめ細やかな支援が求められていると考えます。 それぞれの地域課題を解決していくためには、例えば近隣校区の自治会で意見交換会を実施し住民からの問題提起の場を設けていただくなど、まずは住民同士での対話や連携によって、課題を洗い出していただき、地域ができること、市が支援しなければならないことを整理し解決していくことが重要であると考えます。				

主な議題	市の回答
○消防団の現状と地域の防災、安全について 津田校区ではこの数年、消防団への入団者がほとんどなく、存続の危機が続いています。昨年度も４月当初より、自治会や消防団ＯＢを交えてこの問題に取り組んできましたが、現在も解決していません。市では、このような状況をどの程度理解されており、どのような解決策を考えておられるのか、教えていただきたい。 自然災害発生時の避難に関しては訓練も頻繁に行われていますが、校区には独居老人や老々世帯も大変多くあり、このような方の安否確認や避難誘導といった訓練も必要であると思います。どのような訓練があるのか、具体的な訓練方法を教えていただきたい。また、市としてのこの校区の防災対策についても教えてください。	《消防団の現状について》 近年、消防団員は全国的に減少傾向で本市も同様の傾向となっています。豊橋市消防団は女性分団を含み５３の分団で編成していますが、多くの分団において、団員の確保に苦慮している状況であることは、十分把握しているところです。 津田分団におきましても毎年、数名の団員が退団するため、１７名の分団定数を維持する新規の団員確保については、自治会及び団員は苦慮されていると思います。 豊橋市消防団組織等改善協議会を開催し、消防団の組織の見直しや活動環境の整備、福利厚生の実施に対して意見を頂き各種施策を実施しています。 ＜組織について＞ ・機能別団員制度の導入（団員の被雇用者率の増加に伴う、日中災害への対策） ＜活動環境の整備＞ ・消防団協力事業所の登録（雇用されている団員の活動環境の改善） ・消防団のイメージアップ（パンフレットの作成、新型車両の導入） ・自治会との会合（団員確保対策について、地元自治会・消防団・消防本部三者協議） ＜福利厚生制度の充実＞ 消防団員とその家族に対する福利厚生制度の充実 ・ほの国消防団応援事業（３７５事業所登録 平成２８年４月１日現在） ・豊橋市公共施設の割引制度 ・応援事業所を活用した、消防団員婚活応援事業 上記の事業を実施し、消防団のイメージアップを図るとともに、活動する団員や支える家族に対しても優遇制度を設け、団員確保のための施策を推進しています。 豊橋市についても、今年度より団員の確保と団の活性化を図るため団員資格を２歳引き下げ、１８歳以上とし、若者の入団促進を図っていきます。また、学生及び団員への就職支援策として、消防団活動に対する証明書を発行し、企業側にも理解を呼び掛けていきます。 《地域の防災、安全について》 高齢者、特に独居老人や老々世帯など、迅速な避難を行うために支援が必要となる「避難行動要支援者」の方が参加しての具体的な訓練についてですが、例えば自宅や一時避難場所から指定避難所である学校まで、「避難行動要支援者」の方をリヤカーに乗せて一緒に避難する訓練や、安否確認のため各世帯へ「安否確認旗」を配布した地域、高齢の入居者をより上階へ避難させる訓練など、地域や施設の実情に応じた訓練は各地で行われており、今年度の防災訓練を計画される際には、そうした内容をより具体的にご提案させていただきたいと思います。 次に、津田校区の防災対策につきましては、南海トラフ地震が発生した場合の被害様相を踏まえつつ、対策を講じていく必要があり、まずは、各家庭において建物の耐震化や家具の固定を徹底していくことが何より重要となります。 また、津田校区は校区全体が低い土地で形成され、津波による浸水や液状化の発生も懸念されています。ただし、この地域に津波が到達するのは、大きな揺れから約９０分後と想定されることから、この時間を最大限有効に活用しつつ、なるべく標高の高い場所へ避難することが命を守るために必要な行動となります。この際、最も安全かつ迅速に避難できる経路を事前に確認しておくことが肝要で、こうした事前の対策を校区が一丸となって取り組んでいただくことが、最も重要な防災対策であると考えています。

開催回次	平成28年度第2回	開催月日	平成28年5月16日	開催校区	大村校区	開催場所	大村校区市民館
主な議題			市の回答				
○豊川右岸の河川敷（金色島～下条橋）の整備について			《耕作放棄地について》 農業の担い手不足などから全国的に耕作放棄地が問題となっていますが、本市も例外ではなく、区画の形状や水はけなどに問題がある農地から耕作放棄地になっていく傾向にあります。ご相談いただいた豊川右岸河川敷の中に存在する農地については、増水時の冠水リスクもあって作付けされていない畑が一部にありますが、私有地ですので、まずは土地所有者が自らの責任において適切に管理を行うことが求められています。 こうしたことに向けた本市の取り組みといたしましては、毎年、農地パトロールを実施し、耕作放棄地の土地所有者に対しては適正な利用を促す通知を行っており、所有者に意向があれば、農地バンク等を活用した農地の貸し出しができるよう支援を行っています。 また、荒れた農地を再利用する場合の支援といたしまして、専用機械の貸し出しのほか、借り手に対しても農地を復元するための補助金を交付しており、また、農地や環境の保全を目的とした地域ぐるみの活動に対しても支援を行っているところです。 市といたしましては、引き続き土地所有者等への働きかけを積極的に行うことで、耕作放棄地の解消に努めていきたいと考えております。 《ゴミ等の不法投棄について》 不法投棄につきましては、人目に付きにくい山林や海岸線などに多く見られますが、ご指摘にある河川敷の耕作放棄地や竹藪もよく不法投棄される場所であることは承知しております。 本市といたしましては、不法投棄の通報があった場合、投棄物を調査し行為者が特定されたものは速やかに撤去するよう強く促しますが、行為者が特定できない場合には、原則その土地の所有者または管理者に撤去を依頼いたします。ただし、大量に不法投棄されるなど悪質な案件については警察と合同で調査する場合もあります。不法投棄の対策は毎年、中部四県での関係会議において協議いたしますが、根本的に無くす新たな特効薬はなく、どこの市町でもその対応に苦慮しているのが現状です。 このような中、土地の所有者の方などには、草刈りや木の伐採による土地の美化や、周りに柵を設けるなど、自ら投棄されにくい環境を作っていただくことをお願いしています。実際、このような対策を取ったところでは不法投棄されなくなった事例もあります。 本市の取組みといたしましては、今後も監視パトロールを継続するとともに、不法投棄多発地域には監視カメラや不法投棄防止看板等を設置するなど、不法投棄を未然に防ぐ対策を行うことで地域の環境保全に繋げてまいりたいと考えています。				
○大規模災害時の避難場所の整備について			《避難場所等における本市の考え方について》 災害の危険が切迫した場合に、住民の皆さんが危険から緊急に逃れるための避難先を確保するため、洪水や地震などの災害の種類ごとに、危険が及ばない場所や施設を「指定緊急避難場所」として指定するとともに、自宅が倒壊するなど、避難が長期化した場合、一時的に生活をしていただく場所として「指定避難所」を指定しています。 大村校区は、第一指定避難所に大村校区市民館と北部地区市民館を指定し、第二指定避難所に大村小学校を指定しています。一方「指定緊急避難場所」として、地震時には大村小学校グラウンド、台風等の風水害時には各指定避難所の屋内を指定していますが、洪水時には浸水のおそれもあるため、避難の際には注意が必要です。 また、この地域への影響の可能性は少ないですが、津波や高潮の危険が迫った場合、大村小学校校舎3階廊下が、「指定緊急避難場所」として指定されています。 なお、小学校のグラウンドは、「拠点避難場所」として大村校区（地域）防災活動の拠点スペースにも位置付けられており、炊き出しや救護テント、あるいは避難者の自家用車駐車スペースとしての活用が想定されますが、避難生活を営むための実質的な避難スペースについては、雨・風をしのげる体育館や校舎などの屋内を想定しています。 《避難所の整備について》 学校や市民館などの公共施設は、いち早く耐震化に取り組み、すでに全ての避難所で構造躯体の耐震化は完了しています。 いづれにしても、避難場所や避難所の在り方につきましては、このたびの熊本地震をみましても、なにより運営が重要であると認識しておりますので、今後も校区で行う防災訓練の機会などを通じて、円滑な運営が行えるよう積極的な支援をしてまいります。				

主な議題	市の回答
○災害用備蓄食料及び学校給食のアレルギー対応について 昨今、アレルギー体質の人が増えており、特に子供に多くみられる現状です。今年度、大村校区市民館の駐車場に防災備蓄倉庫が建設されますが、そこに備蓄される食料についてどの程度のアレルギー対応が計画されているのでしょうか。 また、学校給食での対応状況についても教えてください。	《本市の食料備蓄の考え方について》 備蓄量の前提条件としましては、平成26年8月に公表しました「豊橋市南海トラフ地震被害予測調査結果」を基に、想定される避難者数などから、備蓄品の提供対象者数を50,000人と計算し、発災から3日間、一日2食を提供するため、約300,000食を各避難所や市内11箇所の防災備蓄倉庫で保管しています。 その内、厚生労働省が指定する卵や小麦などのアレルゲンに対応したアルファ化米製品を全体300,000食の半分、約150,000食となるよう整備を進めており、平成30年度までに完了する予定です。 また、乳幼児用備蓄として、粉ミルク約160kgの内、約12kg（約7.5%）をアレルギー対応粉ミルクとしています。 そうした整備状況に合わせて、各避難所や今年度大村校区に建設予定の防災備蓄倉庫へも、配置・更新していくことになります。 《学校給食について》 食物アレルギーを有する児童生徒に対して、安全性を最優先し原因食品を含むおかずを配膳しないなど、原因食品を完全に除去する対応を行っており、対象者が多い「卵」については「卵除去食」を提供しています。 また、献立面においても、重篤度が高い「そば」、「落花生」は使用しないなどの配慮をしており、献立表の裏面には、保護者が学校給食で使用するアレルギー情報が解るよう献立ごとのアレルギー原因食品（表示義務・表示推奨の27品目）を掲載しています。 一方、調理場での事故など緊急時対応用として、カレー（27品目のアレルギー原因食品対応）を10,000食備蓄しており、児童生徒への啓発として年1回提供しています。 学校生活全般での対応については、国の指針に沿って「食物アレルギー対応の手引き」を平成28年1月に改訂し、アレルギーを有する児童生徒の正確な情報の把握・共有と事故防止に向けた安全性最優先とした取り組みの徹底を図っています。
○豊川放水路の放水基準について 大村校区自治会では、大村樋門、小見堂樋管及び為金江川樋管の管理・操作を行っています。豊川増水時の豊川放水路への放水のタイミングがはっきりしていないように思われます。豊川放水路は、国土交通省の管轄ですが、その地域に居住して影響を受けるのは豊橋市民ですので、一度実態を確認の上、地元へ周知をお願いします。	日頃よりの豊川樋門の操作協力につきましては、大変感謝をしているところです。 昨年50年を迎えた豊川放水路に関しましては、平成27年度末で213回の開放実績、多い時で年8回、平均3～5回となっています。 ゲート開放につきましては、昨年9月の開放時にもお問い合わせいただき、また、3月の樋門等操作説明会の場でも豊橋河川事務所よりご説明させていただいたところですが、操作規則に「ゲート直上流の放水路第一観測所の水位が5mを超え、更に上昇する恐れのある場合」と定められています。 更に上昇する恐れのある場合の判断につきましては、上流の水位観測所や雨量観測所の数値、雨域の状況等から放水路第一観測所の水位を予測して、河川管理者である国が決定しています。 常時や水位の低い状況での開放は、出水の初期において豊川本川の流量の増加に伴い、放水路の水位が高くなるため放水路の樋門、樋管からの自然排水が困難となります。 放水路築造の目的が洪水対策であることから、このような運用になっており、操作にあたられます方々にはご苦勞をおかけしますが、ご理解の程をよろしくお願いいたします。

開催回次	平成28年度第3回	開催月日	平成28年6月20日	開催校区	栄校区	開催場所	栄校区市民館
主な議題			市の回答				
○指定ごみ袋制度の完全実施について 平成28年4月1日より指定ごみ袋制度が完全実施となり、指定ごみ袋以外で出された「もやすごみ」・「こわすごみ」は回収されず、一定期間ごみステーションに残されております。この「ルール違反ごみ積み残し」手法に対して、市では衛生上の問題や制度の周知責任をどのようにお考えでしょうか。 ルール違反者の特定は自治会では困難であり、放置されたごみをカラスや猫が荒らせば周辺住民への健康被害につながります。来春には生ごみを資源として収集することも予定されておりますが、実施手法について今一度ご検討をお願いします。			今年4月1日から導入した指定ごみ袋制度は、ごみ分別とごみ出しマナーの徹底、ごみステーションの乱雑化の防止などを目的としたもので、市民の皆さんの協力もあり、現在約97%の指定ごみ袋での持出しとなっています。これまでの間、指定ごみ袋以外の袋での持ち出しに対しては取り残しを行うなどの対応を図ってきましたが、取り残しを行う理由は、指定ごみ袋以外の袋で出されたものでも集めるというのは、ルールを守って指定ごみ袋で出している市民に対し不信感を抱かせかねないこと、また、取り残しを行うことで「ルール違反の指定ごみ袋以外の袋で出されたものは収集できない。」ということを伝えることがあげられます。ただし、取り残し期間については、衛生面を考慮し、次の収集日までとしております。 制度の周知については、市が自治会などの協力をいただきながら説明会や組回覧を行ったほか、自治会未加入世帯を考慮し、折込広告、ポスティングによるチラシの各戸配布を実施しました。 カラスや猫の対策としては、ネットの配布を行っていますので、ご利用いただきたいと思います。 来年度から始まる生ごみ分別については、指定ごみ袋の状況を踏まえる中で変更内容が市民に行き届くよう時間をかけて丁寧な説明を行っていきます。				
○ユニチカ豊橋事業所跡地の開発に伴うまちづくりについて 曙町のユニチカ豊橋事業所跡地を積水ハウス株式会社が取得したことにより、数年後には数千人の市民が暮らす一つの町ができることとなります。周辺住民の住環境は大きく変わりますが、現在でも当地域の交通渋滞は深刻です。新たな住民とその周辺住民が安心して暮らすことができるよう、住環境対策をしっかりと行い、50年、100年先を見据えたまちづくりをお願いします。 ①渥美線の高架と新駅建設の検討 ②都市計画道弥生町線の整備			《①渥美線の高架と新駅建設の検討》 本地域におけるまちづくりにおいては、ユニチカ跡地周辺対策だけでなく、国道259号（田原街道）、県道伊古部南栄線（野依街道）など幹線道路の渋滞対策、都市計画道路弥生町線の整備、渥美線の複数ある踏切の解消、地元商店街の活性化など様々な課題があり、早急に対策が必要なことから、踏切の解消を目的に行う鉄道の高架のように20年、30年後を目指し段階的な整備を進めていかなければならないものがございます。 今年度は、調査費を予算計上しており、都市計画道路の整備を促進させるための都市計画変更の検討や渥美線の高架化、また高架を想定した駅の再編の可能性なども含めた基盤整備の検討を行い、南栄地区の将来におけるまちづくりの基本的な方向性や整備手法などについて調査してまいります。 また、様々な課題を解決するにあたっては関係機関が多岐にわたるため、調査の中で「南栄地区地域拠点計画検討委員会」を立ち上げ、学識経験者、国や県の職員、鉄道事業者などの協力と、積水ハウス株式会社にもオブザーバーとして入っていただき検討を行ってまいります。 《②都市計画道弥生町線の整備》 ユニチカ跡地の開発に伴い、周辺地域の住環境、交通環境に変化が生ずることは十分考えられますので、新たなまちづくりに向けて、開発計画と適合した周辺整備が非常に重要であると考えています。 そのため、市としましては、ここ数年整備が滞っていました都市計画道路弥生町線の整備が最も重要なものであり、特に弥生公園から高師原神社北までの東西約380m区間については、整備が急務であると考えています。そこで、本年度この区間について測量・設計をおこない、早期に整備に着手したいと考えています。また、その弥生町線から高師原神社前を通りユニチカ跡地への南北約120m区間は、開発者による整備が予定されているところです。 このように、市と開発者が協力し、ユニチカ跡地までの通行経路を確保することにより、当面の交通環境の変化に対応していきたいと考えていますので、関係の皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。 その先の田原街道までの区間につきましては、今後、まちづくりの計画にあわせ、都市計画道路の変更も検討するなど、地域全体の未来を考えつつ、交通環境、住環境の対策を図っていきたいと考えています。				

主な議題	市の回答
○市営住宅入居者の共益費用について 自治会の活動には防犯、防災、ごみ問題等その地域に住んでいる人全員に関わる活動と、お祭り、運動会等参加する人だけに係る活動があります。自治会の行事への参加は本人の自由意思だと思いますが、少なくとも防犯、防災に関わる費用は自治会未加入者にも負担してもらいたいと思います。しかし、市営住宅の自治会加入率は年々低下しており、現実問題として自治会未加入者の家を回って無理やり費用を徴収することは不可能です。 そこで、市営住宅の入居者に対して、住人全員の共益に関する費用（防犯、ごみ等）を、毎月の家賃に上乗せする方法で市が徴収することをご検討ください。	自治会に加入することは、そこで生活をするうえで非常に重要なことと考えており、これまでも市営住宅の入居申込み案内書に、入居にあたっては町自治会に加入することを掲載するとともに、入居説明会でも自治会に加入するよう促しているところでございます。 しかし、市営住宅の家賃の算定方法は決まっており、共益費につきましても、各団地において、それぞれの考え方により金額や集金方法など異なる方法で行っていることから、市が家賃に上乗せする方法で徴収することは困難と考えております。 そのようなことから、今後も随時、入居者に対して自治会への加入を啓発するなど、自治会加入の促進に努めるとともに、各自治会の活動内容などを周知する事も加入促進につながると思いますので、周知方法等、自治会の加入促進について地元の自治会と協力してまいりたいと思います。